

平成24年5月29日
延岡河川国道事務所

記者発表資料

河川情報モニター委嘱式を開催します！

五ヶ瀬川水系における河川情報モニターとして

6名の方へ委嘱します！

延岡河川国道事務所では、6月1日(金)9:00から当事務所3階会議室において、河川情報モニター委嘱式及び河川情報モニター会議を開催します。

九州地方整備局では、平成20年度から九州管内全ての直轄河川において河川情報モニター制度を創設しており、延岡河川国道事務所では、五ヶ瀬川水系(直轄管理区間)のモニターとして6名の方へ委嘱を行います。

河川情報モニターとは、河川管理者等が提供する河川の情報(出水時、平常時)についてモニタリングし、その改善に寄与するとともに、地域のメッセンジャーとして河川情報及び防災意識を地域住民へ普及啓発していただくものです。

【問い合わせ先】

国土交通省 延岡河川国道事務所 技術副所長 鹿毛 英 樹
調査第1課長 坂 本 正 己

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889番地

電話:0982-31-1155(代) FAX:0982-33-6907

【五ヶ瀬川防災情報システム】

インターネットの場合: <http://gokasegawa-bousai.qsr.mlit.go.jp/index.php>

携帯電話の場合: <http://gokasegawa-bousai.qsr.mlit.go.jp/keitai/top.html>

河川情報モニター制度

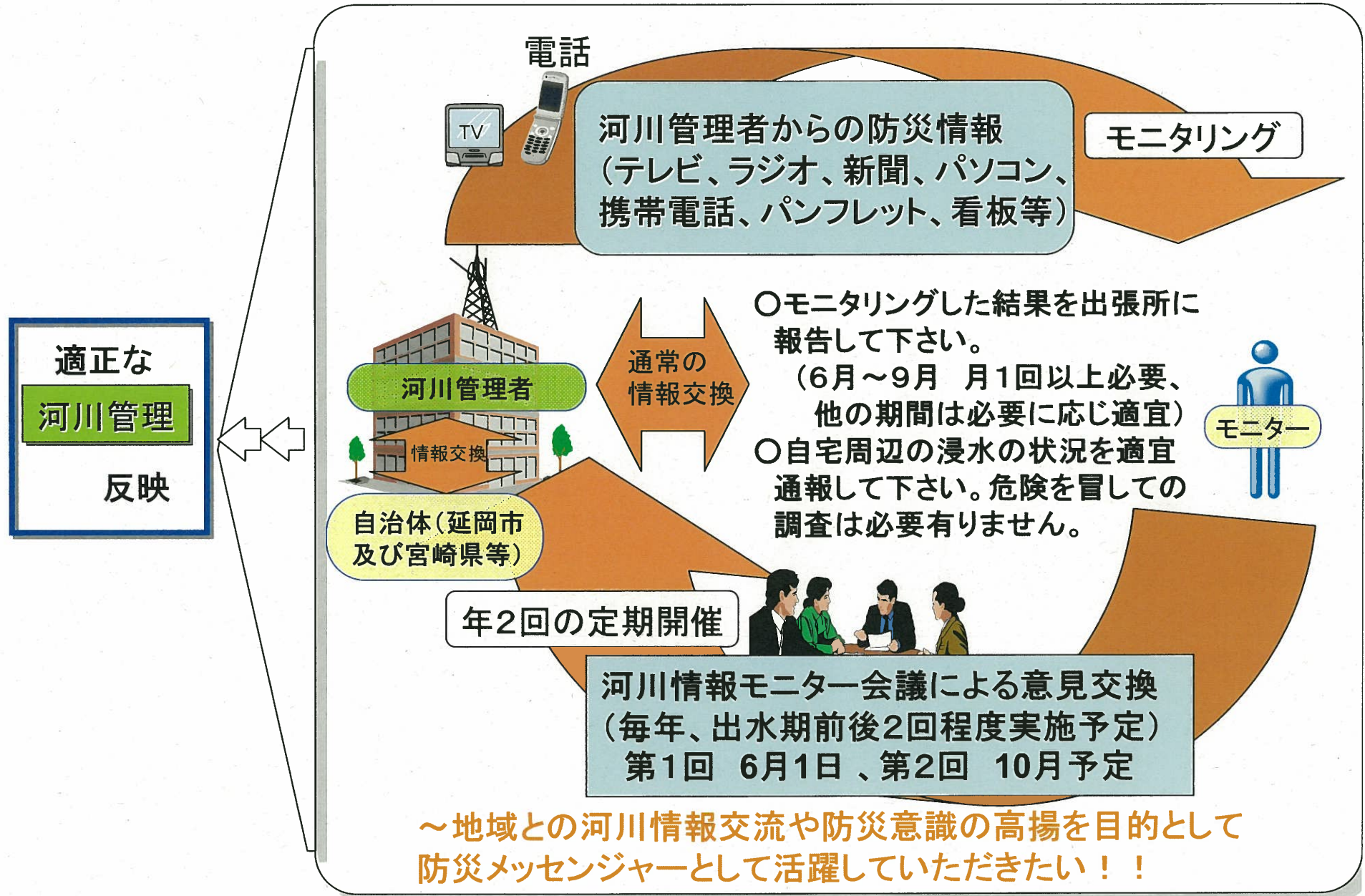
○河川情報モニター制度の主旨について

近年、気候変動等の影響により、集中豪雨による災害が頻発しています。

洪水による被害を最小限にとどめるためには、堤防等の施設整備のみで達成できるものではなく、気象情報、河川の情報、避難に関する情報が確実に地域住民に伝わり、避難行動に結びつけて頂くことが重要ですが、その情報が必ずしも的確に地域住民に伝わっていないとの声もあります。

このような状況にかんがみ、河川に関する情報について、住民の皆様方、受け手側の視点で再点検し改善を図るとともに、河川情報を地域の方々へ広めて頂く事で、地域の防災力の向上を図る事を目的として、河川情報モニター制度に取り組んでいます。

河川情報モニター制度の概要について



昨年度の委嘱式・会議状況・モニター報告



モニター委嘱式



モニター会議

平成23年度モニター報告内容等

- ◆防災カメラの見え方や大雨時、河川の流れに対し妨げになっているもの等の報告
- ◆モニターの皆さんと協同で距離標を改善

河川の縦横断測量の基準点として利用

改善前



一般の方々には何を意味するか分からない

《モニター意見》

- ・河川内で発生した事故等の場所を分かりやすく伝える手段に
- ・散歩やジョギング時の距離の目安に



改善後



目につきやすく、分かりやすい表記に